

# 宿毛市水害ハザードマップ作成業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、「宿毛市水害ハザードマップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

### (業務内容)

第2条 本業務は、国土交通省及び高知県にて作成・公表した洪水浸水想定区域に基づき、中筋川ダム・横瀬川ダム下流河川及び松田川が氾濫した場合の被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、ハザードマップの作成を行うことを目的とする。

平常時の持ち運びや家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し実効性に優れたマップとする。

### (履行範囲)

第3条 本業務の対象河川は、以下のとおりとする。

対象河川：中筋川ダム・横瀬川ダム下流河川、松田川

### (定義)

第4条 本仕様書において、「発注者」とは、委託者である宿毛市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の宿毛市担当職員をいうものとする。

### (準拠する法令・指針等)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか委託者から指示される法令等に準拠して行うものとする。

### (業務期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約日から令和3年3月31日までとする。

### (提出書類)

第7条 受注者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表

(貸与資料)

第8条 本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域 (shape形式)
- (2) 避難所一覧
- (3) 公共施設関連資料 (緊急連絡先、防災倉庫)

(秘密の保持)

第9条 本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、甲の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

(打合せ協議)

第10条 受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、担当者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録を作成し発注者の承認を得なくてはならない。また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関する必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など (以下「権利留保物」という) は、受注者及び第三者に留保されるものとする。また、発注者が成果品を複製等する場合は、別途受注者の許諾を得るものとする。

(費用負担)

第12条 本業務で作成した水害ハザードマップにおける地図利用にかかる著作権、複製使用料については、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第13条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(成果品の契約不適合)

第14条 納品後、成果品に仕様書に合致しない不具合 (契約不適合) が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行

うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は契約不適合ではないものとする。

(疑義)

第15条 本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し解決を図るものとする。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第16条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 地図面の作成方針の検討
- (4) 啓発記事面の作成方針の検討
- (5) 版下の作成・校正
- (6) 印刷・製本
- (7) ホームページ掲載用データの作成

(計画準備)

第17条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(資料収集整理)

第18条 本業務を進めるにあたって、第5条で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

(水害ハザードマップの作成)

第19条 水害ハザードマップ作成については以下仕様とする。

- (1) 形態：B4冊子物（中綴じ）
- (2) 数量：15,000部
- (3) 刷色：全頁4色
- (4) 紙質：表紙ニューVマット四六判100kg、本文ニューVマットB巻判100kg
- (5) 地図情報：

①背景地図については、縮尺 1/5,000～1/12,000程度で全ての家形の形状が確認できるものとする。その他情報、目標物等は発注者と受注者が協議の上、記載するものとする。

②住民等が避難計画等を検討できるよう、最新の地図データを使用すること。

③地図精度は市街地部分は1/2,500、それ以外は1/5,000を保持すること。

④今後のハザードマップの更新に対応出来るように概ね1年～5年の頻度で定期的に更新されている地図を利用し、国土地理院・各行政機関の承認を得ているものとする。

⑤建物・道路等現況と経年変化がある場合は修正を行い、最新の状況にすること。また、隣接する自治体に関しても、詳細な背景地図で接続及び同様な精度での作成とする。

総頁数：32項程度

- ・防災情報地図18頁（全体図を含む）程度
- ・防災情報記事10頁程度
- ・その他（表紙等）4頁

防災情報地図に関しては冊子で作成した地図を基にA1サイズの地図を別途作成するものとする。（8地区各1枚程度）

（6）情報記事：資料収集整理をもとに発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。

（ホームページ掲載用データの作成）

第20条 防災マップの全頁のデータを、ホームページ掲載用にPDF形式等で納品すること。

### 第3章 納品

（納品物）

第21条 納品物は以下のとおりとする。

- |  |         |
|--|---------|
| （1）業務報告書（打合せ記録簿含む、A4版チューブファイル）         | 2部      |
| （2）電子データ（CD-R）ホームページ公開用データ（PDF、JPG形式等） | 1式      |
| （3）洪水ハザードマップ                           | 15,000枚 |
| （4）その他発注者及び受注者との協議により決定したもの            |         |